

殺さない、殺されない、殺させない、
色々な意見、主義、主張は様々ですが、
私たちは、非戦のために
憲法九条を守り続けたいと思います。

アウシュビッツ絶滅収容所入口

「働けば自由になる」と書かれたゲートをくぐって、自由を得た者はほとんどいなかった。ゲートの向こう側に見える建物はユダヤ人の収容棟である。現在は博物館になっている。ここから3キロ西の第2アウシュビッツと併せて、約150万人の人々が、ガス室に送られたり、餓死させられたり、銃殺や絞首刑を執行させられたりして、命を奪われた。



「いつか来た道」への轍を踏むなかれ

前柏崎刈羽九条の会
代表 本間 精一

一・ならず者国家への転換をもくろむ政府

恐ろしい政府が誕生しそうな予感がする。

その政府は、人類の至宝である日本国憲法を改悪して、自衛隊を国防軍に改め、武器使用基準を大幅に緩和し、集団的自衛権も容認し、平和国家日本を「戦争のできる国」に導く積りだ。

戦争経済による

景気回復の副産物をちらせかして・・

二・歴史の歴車を逆回転させる施策

教育改革の名の下に、愛國心を育む教育を強要するだろう。そこには、若者たちを戦場に送り出す徴兵制施行の伏線が秘められている。

徴兵忌避者は、軍事裁判所で裁かれ、まつしぐらに戦争への道を突き進む。一般民衆は、公安調査庁の監視を受け、組織対策暴力法の乱用により、正論も言えず、会合も開けぬ存在となる。雇用も福祉も無視されよう。

三・戦争への下準備にNOを!

自衛隊法改正により、戦死者に対して支払われる千九百円の弔慰金は九千円に引き上げられている。原発再稼働は、いつでも核兵器を製造できる技術温存の意図を秘めている。安倍元総理は、自身が総理になった時、真っ先に教育基本法を改悪した。これは国民の歴史認識を歪め、国民を洗脳して不純な意図の戦争を正当化する狙いに他ならない。憲法と教育基本法は、日本国の進路を決定する法規なのだ。北朝鮮の脅威などを煽り、着々と戦争への道を歩み始めている日本を、国民の良識で急ブレーキをかける必要がある。

アウシュビッツ絶滅収容所ゲート

戦争は人間性を無視し、理性や良識を麻痺させる愚劣な行為に他ならない。

「働きば自由になら」

と書かれたゲートをくぐって、自由を得た者は、殆どいない。人間の髪で毛布を織り、皮膚を電気スタンドの竿に、体脂肪は石鹼に、その他は肥料やゴミに加工したという。

私は四度ここを訪れて、鎮魂の祈りを捧げた。ここで二十八人種類百五十万人が生命を奪われた。

忘却の十一月八日

さる十二月八日はかの「太平洋戦争開戦七十一周年」であった。その時「君のため、國のため命を捧げよう」との軍國教育を受けて成長した私は十六歳になっていた。開戦の第一報に全国民は歓喜の雄たけびをあげた。そして開戦以降半年、真珠湾の奇襲をはじめ、東はシンガポール、ビルマ、南はジャワ、オーストラリアの北部まで占領し、まさに連戦連勝であった。しかし六ヶ月後海軍がミッドウェイ海戦で惨敗を喫して以降文字通り連戦連敗、ついに昭和二十年八月聖断と称して全面降伏に至るのである。

顧みれば軍事力・経済力において、我が国と米・英諸国との格差は数倍いや十数倍であつたことは火を見るよりも明らかであった。

「大和魂」、「神國不敗」という神がかり的理由をもつて不合理な客觀性のない開戦決断の結果、親・子・兄弟・夫・恋人など三百万人の戦死者とアジア民族一千万人の犠牲者、国土の焼土化という筆舌につくし難い結果を残してしまつたのであった。戦いに敗れ、はじめて冷静に自ら犯した過ちを検証し、我々は「不戦の誓い」を柱とした憲法を制定し「武力行使による国際交戦権を認めない」という平和宣言を世界に示して祖国の再建に歩み始めた。

そしてこの平和憲法のもとで人類に貢献するための懸命な努力により文化国家・経済国家としての地位を確立することができたのである。しかし半世紀にわた

る長期政権の結果はその必然として停滞と腐敗を生み、国民の政治不信が広がり、今日の混亂を招いてしまったのである。さらに、この既成政治に対する不信の隙をついてファシズム・ナチズムに似たウルトラナショナリズムが国民的人気の的として注目されている。橋本維新的会が主に既得権益の打破など単純な問題を声高な言葉で主張したり、維新的会に合流して代表となり「シナの割権に立ち向かうために核兵器のシミュレーションを早急に実施すべきだ」と主張している前東京都知事などである。選挙期間中の党首の発言であるから公約と理解すべきである。このように政局の混亂の責任は政治家にあるのは当然であるが、政治への無関心層が増えているといわれる中、主権者として冷静に積極的に対応しなければならない。ミサイルを数百キロ～一万キロ離れた当事国同士で、しかも相互に発射ボタンを押しあうという戦争が、地球と人類の滅亡を招くことは子供でも容易に理解できよう。今こそわれわれは国内政治の混亂のりこえて、平和憲法九条の旗を掲持し、世界にむかって堂々たる平和の歩みを進めようではないか。

十一月八日の新聞・テレビなどメディアのほとんどが、太平洋戦争開戦の日に相応しい報道が全くなかつたことに大いなる失望をもち、平和憲法の意義と九条を守る運動への積極的な参加を一層かきたてられ、九条を守るキャンペーンに「拙文」を覚悟で参加し、アピールした次第である。

(生き残りの海軍特攻兵・八十七歳)

憲法九条 条文

1

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、

武力による威嚇又は武力の行使は、

國際紛争を解決する手段としては、

永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍

その他の戦力は、これを保持しない。

國の交戦権は、これを認めない。